

公益社団法人長崎県看護協会
事業継続計画（BCP）

2026年3月作成

目 次

第 1 章	日本看護協会事業計画（BCP）の基本的な考え方に基づく 長崎県看護協会の考え方	1
1-1	基本方針	1
1-1-1	事業継続計画の目的	1
1-1-2	事業継続計画の背景	1
1-1-3	本事業継続計画の位置づけ	2
1-1-4	本 BCP のねらい（役割・意義）	3
1-1-5	危機対策本部の組織体制	3
1-1-6	本 BCP の基本方針	4
第 2 章	非常時優先業務と行動計画（タイムライン）	5
2-1	非常時優先業務の選定	5
2-1-1	非常時優先業務の選定基準	5
2-1-2	想定する大規模災害	5
2-1-3	本 BCP における職員参集	7
2-2	行動計画（タイムライン）	7～8
2-3	対外的な情報発信	9

第1章 日本看護協会事業計画（BCP）の基本的な考え方に基づく、長崎県看護協会の考え方

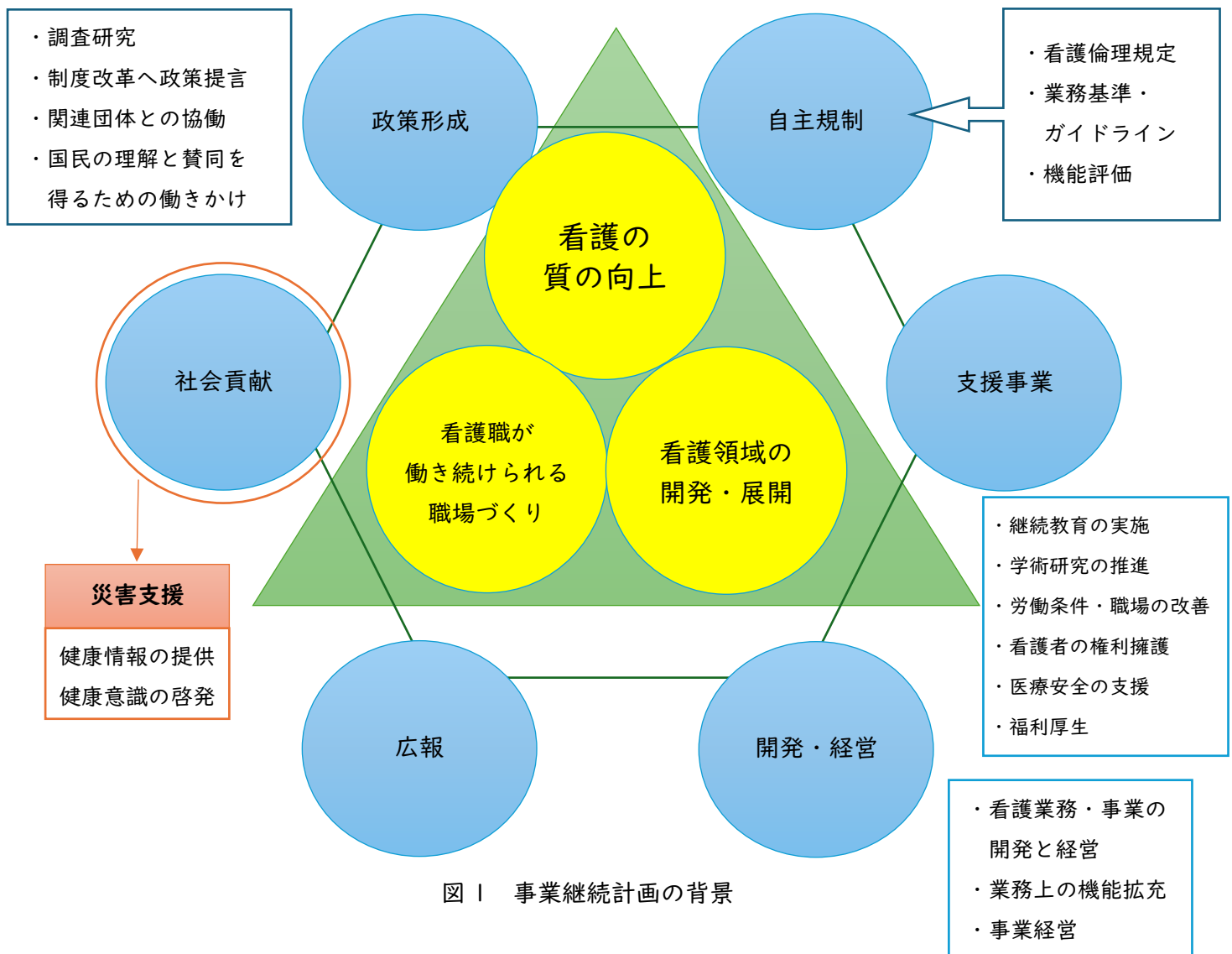
1-1 基本方針

1-1-1 事業継続計画の目的

公益社団法人長崎県看護協会は、看護職能団体として、県民のいのち・暮らし・尊厳を守る看護を継続する責務を担っている。大規模災害等が発生した場合においても、看護支援活動、会員支援、行政との連携などの重要事業を中断させることなく維持し、迅速かつ適切に実施することを目的として、本事業継続計画を策定する。

1-1-2 事業継続計画の背景

長崎県看護協会は、看護職の資格を持つ個人が自主的に加入し運営する看護職能団体であり、日本看護協会および47都道府県看護協会と連携して活動している。日本看護協会は、看護の質の向上、看護職が働き続けられる職場づくり、看護領域の開発・展開の3つの使命に基づき、自主規制、支援事業、社会貢献、開発・経営、政策形成、広報の6つの実現手法を用いて、看護の発展と社会への貢献を図っている。これらの理念を踏まえ、災害時においても必要な機能を維持し、社会から求められる役割を果たすことが求められている。



1-1-3 本事業継続計画の位置づけ

長崎県看護協会「災害支援に係る要綱・マニュアル」は、平時から発災直後までの初動対応を取りまとめたものであり、平時の備え・訓練や、本会役職員・来館者・施設利用者等の生命、身体及び財産を守ることを趣旨としている。これに対し、事業継続計画（以下「BCP」という）は、発災後約3日以降の業務復旧および事業継続を対象とするものである。優先すべき業務の明確化、各業務の復旧目安となる行動計画、速やかな業務再開に向けた体制整備などを取りまとめ、災害時においても協会の重要な機能を維持することを基本としている。



図2 リスク管理規定

1-1-4 本BCPのねらい（役割・意義）

本協会BCPを策定し実行することにより、執行体制や対応手順が明確となり、発災後の混乱した状況下においても本協会が機能不全に陥ることを防ぎ、優先業務を早期に開始できるようになる。また、その他の業務の復旧や事業の継続を速やかに進めることが可能となり、結果として業務レベルの維持・向上につながる効果が期待できる。

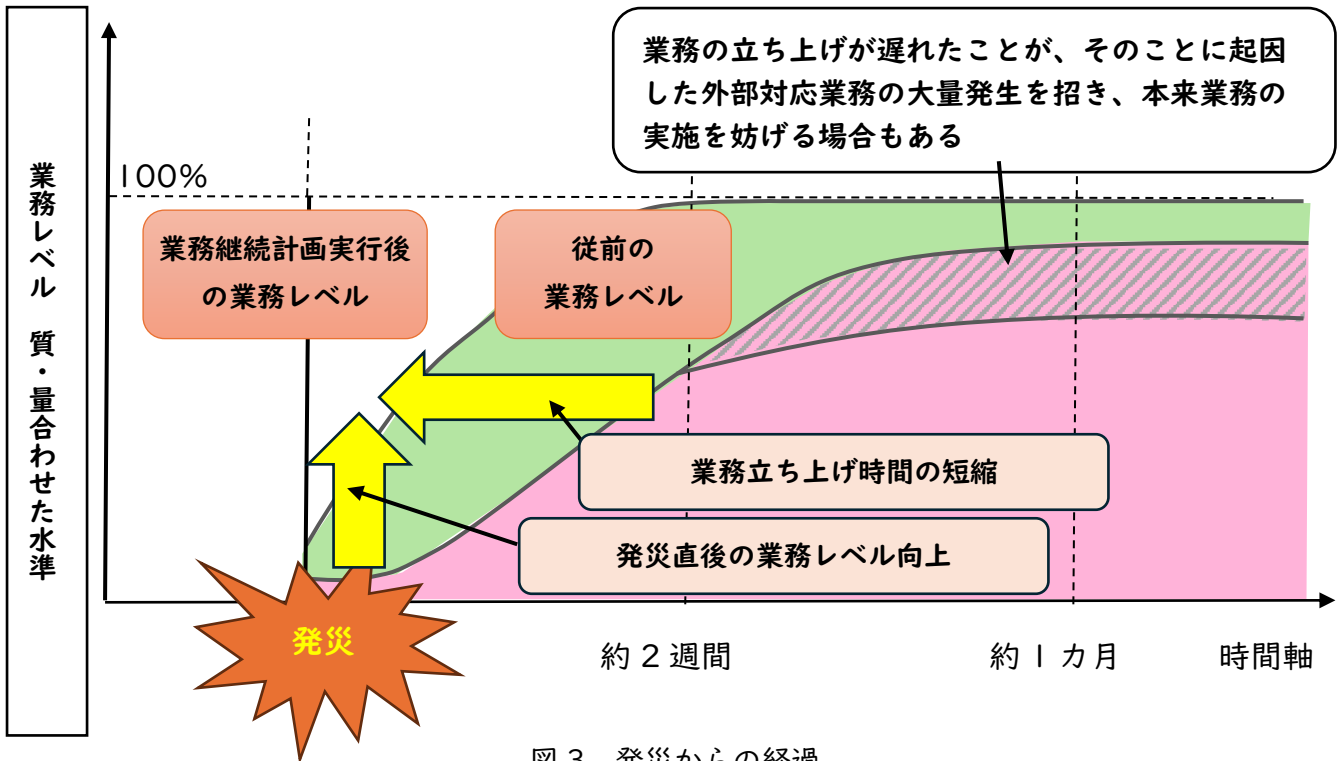
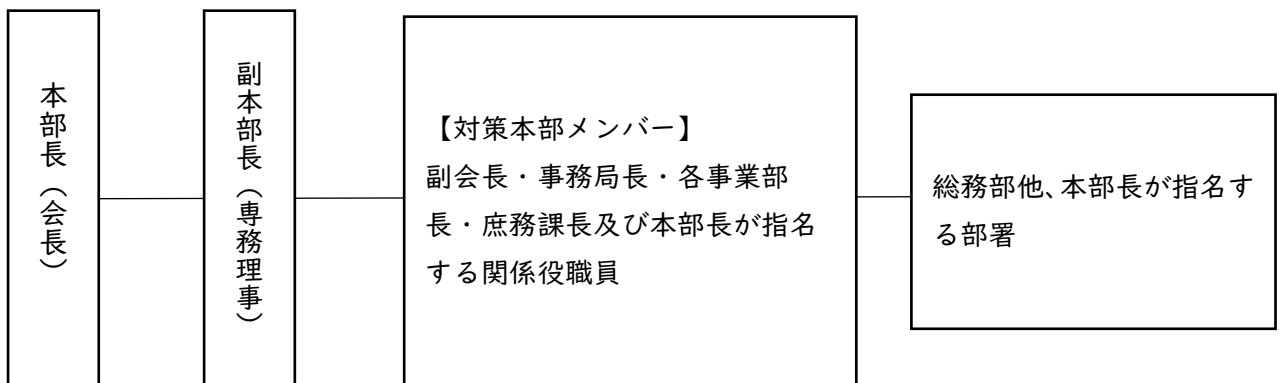


図3 発災からの経過

1-1-5 災害対策本部（以下「対策本部」とする）の組織体制

- 対策本部の組織体制は次の通りとする。
- 対策本部は、本部長（会長）、副本部長（副会長）、副会長、事務局長、各事業部長、庶務課長および本部長が指名する関係役職員により構成する。
- 対策本部の事務局は、対策本部を公益社団法人長崎県看護協会 業務執行理事室（長崎県諫早市永昌町23番6号）に置く。
- 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代行する。また本部長および副本部長が不在の場合は、理事の中から理事会があらかじめ決定した職務代行順序に従い代行者が職務を行う。



1-1-6 本 BCP の基本方針

本協会は、自らが被災する大規模地震発生時等においても、人々の健康な生活の実現に寄与するために本協会活動を維持することが重要な務めである。その機能を継続するため、下記の 4 つの基本方針に基づき策定した BCP に則り、事業の早期復旧・再開に取り組む。

§ 役職員等の安全確保を図る

- 発災直後から引き続き、役職員等の安全確保を最優先とする。
 - ◇ 役職員は、二次災害防止と被害軽減のために必要・適切な措置を講じつつ、危機対策本部からの指示を待つ。
 - ◇ 役職員は帰宅ルートの安全が確認されるまで、各事業所にて待機し、帰宅可能となった場合は分散帰宅を原則とする。
 - ◇ 執行部は、発災 1 時間以内を目安に危機対策本部を速やかに設置し、安否確認と情報収集に努め、役職員に対し必要な指示を出す。
- 人員が不足する際は、非常時優先業務を遂行するに当たり、部署間の調整を行う。
 - ◇ 非常時優先業務を迅速かつ確実に遂行するためには、その業務に従事する職員の安否や参集可否、参集に要する時間などの情報をいち早く把握する。
 - ◇ どのような状況下においても、確実に実施できる体制を構築する。

§ 施設内における二次災害の発生を防止する

- 速やかに復旧可能な体制を整備し、二次災害が発生することのないように努める。
 - ◇ 復旧可能な設備への対応を行うとともに、危険個所の立ち入りを制限する。
- 本協会の被災状況、活動開始の目途、連絡手段等を関係者に報告する。
 - ◇ 各事業所において実施した施設・設備の点検結果を踏まえ、非常時優先業務の実施の可否や時期、条件等について危機対策本部に報告する。
 - ◇ 非常時優先業務の実施に必要な物資の確保および執務環境の整備を実施する。

§ 速やかな本協会機能の確保・早期復旧を図る

- ライフラインの利用可能状況等を確認する
 - ◇ 各事業所の所在地域におけるライフラインの状態、復旧見込み等を確認し、危機対策本部へ報告する。
 - ◇ 各事業所内の電力・水道・空調・エレベーター等について応急復旧に努めた後、可及的速やかに正常な状態に戻すための対策を実施する。
- 被災後の安全を確認し、立入が危険でなくなったことを確認した後、情報システム機器の状況を確認する。
 - ◇ 各事業所の情報インフラ基盤について被害状況を取りまとめ、危機対策本部へ報告する。

§ 人々の生命や暮らしを守るために活動を開始する

- 着手すべき非常時優先業務を時系列で選定しておき、それに則り活動を開始していく。
 - ◇ 特に重要な業務を非常時優先業務として選定し、限られた人的・物資資源を集中的に投入する。
- 災害支援ナースの派遣など、被災者支援に直結する活動を開始する。
 - ◇ 厚生労働省から発出された「災害支援ナース活動要領」及び本協会と日本看護協会の「災害支

援ナースの派遣に関する協定書」に基づき活動を開始する。

☆ 災害支援ナース派遣業務を実施するために必要となる間接的な業務を開始する。

第2章 非常時優先業務と行動計画（タイムライン）

2-1 非常時優先業務の選定

大規模地震等の災害が発生し、人的・物的資源に制約が生じる状況下においても、業務継続するため、優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」という。

本協会の最優先業務を選定するにあたり、2-1-1 非常時優先業務の選定基準、2-1-2 想定する大規模災害、2-1-3 BCPにおける職員参集を設定した。

2-1-1 非常時優先業務の選定基準

- 7日以内 出勤日数・割合に関わらず、必ず実施しなければならない業務
 - ・ 本協会の災害支援ナースの派遣調整業務及び間接的な被災者支援業務
 - ・ 建物のインフラ整備や情報機器関係の点検及び復旧
 - ・ 対外的な情報発信
- 2週間以内 平常時に実施している通常業務のうち、その業務を停止した場合に本協会や関係機関に不利益を及ぼすおそれのある優先度の高い業務
- 1か月以内 その他の優先度の高い業務
 - 毎月実施している定期的な通常業務のうち優先度の高い業務

※発災時期によって期日が迫る業務に関しては、危機対策本部で判断することとする。

2-1-2 想定する大規模災害

各断層帯による地震を想定（諫早市の最大震度予測6強）とする。

【諫早市の震度予測】

（出典：長崎県地震等防災アセスメント調査報告書（H18.3））

想定地震	雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯との連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村・諫早北西付近断層帯
地震規模	M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
震度	5強～6強	5強～6強	4～5弱	4～6弱	5強～6強

【諫早市内(一部は県内)の被害想定】

(出典:長崎県地震等防災アセスメント調査報告書(H18.3))

想定項目		被害量		
地震動・液状化危険度	揺れによる建物被害予測	大破棟数	7,346棟	
	液状化による建物被害予測	大破棟数	61棟	
斜面崩壊等被害	急傾斜地崩壊危険度	県内でおおよそ50%が崩壊の可能性がある箇所 543箇所		
	地すべり危険箇所の崩壊危険度	県内でおおよそ10%が崩壊の可能性がある箇所 4箇所		
火災被害	「夏 早朝5時」 出火率は低く、風速も小さい	火災消失棟数	1,065棟	
	「冬 夕方18時」 出火率が最も高く風速も大きい	火災消失棟数	1,544棟	
人的被害	建物被害による人的被害予測	死者数	478人	
		負傷者数	2,314人	
		重傷者数	307人	
斜面被害による人的被害予測	死者数	71人		
火災による人的被害予測	死者数(夏5時)	20人		
ライフライン被害	上下水道施設の被害予測	断水率	79%	
	下水道管渠の被害予測	被害率	1.3%	
	電柱の被害予測	電柱被害本数	161本	
		停電率	17%	
	電話柱の被害予測	電話柱の被害本数	127本	
	機能支障率	8.6%		
交通施設被害	道路橋の被害予測	県内の大規模な被害箇所	52箇所	
	鉄道の被害予測	県内の被害箇所	268箇所	
	港湾・漁港の被害予測	県内で構造物本体の破壊 19港		
	空港(長崎空港)	(想定震度)震度5強以上		
津波被害	橘湾沿岸	津波の高さ	1m~1.7m	
		到達時間	地震発生から約30分	
	被害予測	堤防が機能する場合	県内の建物流失・全壊	47棟
			県内の死者	33人
被害予測	堤防が機能しない場合	県内の建物流失・全壊	160棟	
		県内の死者	189人	

2-1-3 本BCPにおける職員参集

●参集の原則

危機対策本部に属する役職員のうち参集の指示を受けた者は、自身と家族、家屋の安全を確保したうえで交通ルートの危険個所を避け参集する。この際、夜間や悪天候時、余震頻発時には安全確保を優先し無理な移動は行わない。ただし、危機対策本部より特段の指示があれば、それに従う。

職員参集率の目安

時間区分	職員参集率の目安
3日	25%
7日	50%
2週間	70%
1カ月	90%

2-2 行動計画(タイムライン)

A:発災に伴う応急復旧及び7日以内の非常時優先業務

[非常時優先業務の選定基準]

●7日以内 出勤人数・割合に関わらず、必ずやらなければならない業務

- 本協会の災害支援ナースの派遣調整および間接的な被災者支援業務
- 建物のインフラ整備や情報機器関係の点検及び復旧
- 対外的な情報発信

A:発災に伴う応急復旧及び7日以内の非常時優先業務

出 勤 人 数 ・ 割 合 に 関 わ ら ず 、 必 ず や ら な け れ ば な ら な い 業 務	非常時優先業務	目標対応時間 ○：着手 →：継続									
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	7日以内	2週間以内	1カ月以内	1カ月以降	危機対策本部判断
危機管理対策本部の業務	危機対策本部設置及び運営に関する事	○	→	→	→	→	→	→	→		
	危機対策本部に設置する班に関する事		○	→	→	→	→	→	→		
	情報収集(安否確認含む)・分析及び危機対応の決定に関する事		○	→	→	→	→	→	→		
	関係部署への指示・命令(参集・動員含む)必要な情報収集に関する事			○	→	→	→	→	→		
	看護職・会員等に対する適切な情報提供に関する事				○	→	→	→	→		

	関係機関との連絡調整に関すること (国、日本看護協会、他団体を含む)							○	→	→					
	必要に応じた県民等への広報活動の実施に関すること											○			
	危機管理の経過等についての理事会等への報告に関すること											○			
	その他本部長が必要と認めること											○			
被災者支援業務	本協会の災害支援ナースの派遣調整業務及び間接的な							○	→	→	→	→	○		
	情報管理(関連)機器貸与等への対応に関すること							○	→	→	→	→			
	被災地(現地)への支援要員・物資輸送、宿泊施設確保等に関わる業務							○	→	→	→	→			
	被災地(現地)への支援要員・物資輸送等に係る業務							○	→	→	→	→			
	災害支援ナース派遣に必要な物資(PPE等)の確保・調整							○	→	→	→	→			
建物のインフラ整備や情報機器関係の点検及び復旧	情報収集、対策本部への報告	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	施設設備の被害調査、設備停止箇所の確認・復旧、業者への依頼		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	敷地内及び周辺の公共インフラ等被害調査		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	危機対策本部室の設置、業務再開に必要な環境整備 物資の供給、調達		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
	帰宅困難者の受け入れ対応			○	→	→	→	→	→	→	→	→			
	来館者向け避難所の情報提供、地域・行政への協力等					○	→	→	→	→	→	→			
	廃棄物置場の設置、特殊廃棄物処理・回収手配						○	→	→	→	→	→			
	館内利用者への周知【電気・水道・トイレの使用、ごみ処理方法等】							○	→	→	→	→	→		
	清掃、点検、各種メンテナンス等の実施 予定の変更								○	→	→	→	→		
	ネットワークの疎通確認、復旧(インターネット・館内LAN/Wi-Fi)								○	→	→	→	→	→	
	拠点間ネットワークの疎通確認、復旧								○						
	システム稼働状況確認、復旧								○	→	→	→	→	→	
	電話・FAXの疎通確認、復旧								○	→	→	→	→	→	
	上記復旧負荷の場合、代替危機・サービス等の手配								○	→	→	→	→	→	

2-3 対外的な情報発信

●長崎県との連携

- ・発災時には、長崎県（防災担当部局、医療政策部局等）と速やかに連絡を取り、被災状況、職員の参集状況、事業継続の可否等に関する情報を共有する。
- ・災害支援ナースの派遣に関する調整について、長崎県および関係機関と連携し、必要な情報を適時提供する。
- ・長崎県からの要請、指示、支援情報等を迅速に受領し、危機対策本部を通じて各事業所へ伝達する。
- ・長崎県が発信する災害情報（避難情報、ライフライン情報、医療救護体制等）を収集し、本協会の活動方針に反映させる。
- ・本協会の被災状況、活動開始の見通し、災害支援ナースの派遣状況等について、長崎県へ定期的に報告する。

●日本看護協会との連携

- ・発災時には、日本看護協会と速やかに連絡を取り、災害支援ナースの派遣状況、被災地の看護需要、支援体制等に関する情報を共有する。
- ・日本看護協会が設置する災害対策本部と連携し、長崎県内の被災状況、支援要請の有無、派遣可能な人員等について適時報告する。
- ・「災害支援ナースの派遣に関する協定書」に基づき、派遣調整、受入調整、活動開始時期等について日本看護協会と協議する。
- ・日本看護協会から提供される災害関連情報（全国の被災状況、支援方針、派遣基準等）を収集し、本協会の活動方針に反映させる。
- ・必要に応じて、日本看護協会を通じた全国規模の支援要請や調整を行い、県内の看護支援体制を強化する。

●関係医療機関との連携

- ・発災時には、県内の医療機関（病院、診療所、訪問看護ステーション等）と連絡を取り、被災状況、患者受入状況、看護職員の勤務状況等に関する情報を共有する。
- ・医療機関からの支援要請（看護職員の応援、災害支援ナースの派遣、避難所への巡回支援等）に対し、可能な範囲で迅速に調整を行い、必要な情報を危機対策本部へ報告する。
- ・医療機関の機能維持に必要な看護支援（人員調整、情報提供、連絡調整等）を行い、地域の医療提供体制の確保に寄与する。
- ・医療機関が発信する災害関連情報（診療体制、受入制限、医療資源の不足状況等）を収集し、本協会の支援方針に反映させる。
- ・地域の医療機関、行政、福祉機関等と連携し災害時の医療・看護支援体制を強化する。